

## 議会運営委員会記録

1 日 時 令和2年1月28日（火曜日）

開 会 午前 9時57分

閉 会 午前10時16分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 9人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 道 秋 彦

// 東 篤

// 成 田 光 雄

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 1人

委 員 高 田 真 里

## 5 委員外議員として出席した者

議 員	木 下 章 広
//	島 隆 之
//	金 井 毅 俊
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久
//	高 見 隆 夫

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

まず、高田 真里委員から都合により欠席するとの連絡がありましたので御報告いたします。

〔傍聴の申込み（1名）を許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に高道委員、東委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、大きな協議事項1番目、3月定例会の運営についてであります。

まず、市長から2月28日（金曜日）に3月定例会を招集いたしたいとの申し出がありましたので御承知おき願います。

次に、議案説明会については、2月21日（金曜日）に開催となりますので御承知おき願います。

また、議案書は、2月25日（火曜日）に会派控室に配付されます。

それでは、具体的な協議に入ります。

まず、1つ目の会期及び審議日程について、お手元に配付しました日程を参考に協議したいと思います。

よろしければ、私のほうから日程についての案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、申し上げます。

2月28日提案理由説明、2月29日休会、3月1日休会、3月2日議案調査日、3月3日議案調査日、3月4日代表質問、3月5日議案調査日、3月6日一般質問、3月7日休会、3月8日休会、3月9日一般質問、3月10日議案調査日、3月11日一般質問、3月12日一般質問と予算決算委員会（前期全体会）、3月13日常任委員会・分科会（補正分）と予算決算委員会（後期全体会・補正分）と討論・採決（補正分）、3月14日休会、3月15日休会、3月16日経済環境分科会と経済環境委員会、3月17日厚生分科会と厚生委員会、3月18日建設分科会と建設委員会、3月19日総務文教分科会と総務文教委員会、3月20日休会、3月21日休

会、3月22日休会、3月23日予算決算委員会（後期全体会・当初分）、3月24日議案調査日、3月25日討論・採決という日程を組んでおります。

日程については、以上のとおりであります。したがって、会期は2月28日から3月25日まで、27日間となりますが、会期及び審議日程については以上のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、補正案件分の討論・採決を行う3月13日（金曜日）の本会議は、午前10時から始まる各常任委員会・分科会、そして、その後開催される予算決算委員会の補正分の後期全体会の終了後に開会が可能とはなりますが、ケーブルテレビ中継の放送枠確保の関係上、午後3時から開きたいと思っております。

また、最終日、3月25日（水曜日）の本会議については、例年どおり午前10時から開きたいと思っておりますが、いずれもそのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、3月定例会における討論の通告期限について確認しておきたいと思います。

まず、補正案件分の採決を行う3月13日の討論・採決に向けた通告期限については、まずは討論が行われる日の前々日、3月11日（水曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限が3月12日（木曜日）の正午までとしたいと思います。

また、最終日、3月25日の討論・採決に向けた通告期限については、3月23日（月曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が3月24日（火曜日）の正午までとなりますので、合わせて御承知おきください。

次に、2つ目の代表質問、一般質問及び議案質疑についてであります。それでは、今定例会における代表質問及び一般質問の発言通告の流れを確認いたします。

まず、代表質問についてですが、一般質問とは異なり、質問予定書は提出する必要はなく、質問通告についても大項目のみを記載してください。

次に、一般質問予定者及び質問順番の各会派からの報告期限が議案説明会の当日、2月2

1日（金曜日）の午後5時まで、次に、一般質問の予定書の提出期限については、2月25日（火曜日）の午後3時までとしたいと思います。

なお、提出された質問項目の一覧につきましては、でき次第、棚入れにより配付させていただきますので、一般質問予定者が自身でその内容を確認し、重複している場合には会派間、議員間で調整をしていただきたいと思います。

その上で、今定例会初日、2月28日（金曜日）の正午までに、代表質問及び一般質問について正式な質問通告を提出していただきます。

また、その際にもし質問の補足として配布したい資料があれば、合わせて事務局へ御提出ください。提出された資料があれば、翌週、3月2日（月曜日）の本委員会にて、資料の配布を認めるかについての協議を行いたいと思います。

以上のような流れになりますので、各会派において周知徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、代表質問の質問時間については、申合せにより自由民主党は60分以内、公明党は25分以内、社会民主党議員会は20分以内

となりますので、御承知おき願います。

次に、一般質問の質問時間については、答弁を含め、一人年間120分以内となりますが、申し出により、30分、45分、60分の質問時間を選択することができます。

ただし、12月定例会までに行われた一般質問の残時間を考慮して、選択することになります。

なお、選択した時間未満で質問を終了した場合も、選択した質問時間は使用したものとみなすこととなります。

参考までに、昨年の12月定例会終了時の会派ごとの質問時間と残時間の一覧表を配付しておきましたので御確認ください。

なお、一般質問の午前何人、午後何人という割り振りについては、3月2日（月曜日）に開催いたします本委員会において決定したいと思えます。

また、市長から当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うこととなりますので、御承知おき願います。

次に、3つ目の請願・陳情につきましては、開会日の正午までに受理したものを今定例会に提出することになっておりますので、今回は2月28日（金曜日）の正午までとなります。



提出されました、請願・陳情につきましては、3月2日（月曜日）の本委員会において一括して報告いたします。

次に、4つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、一般質問最終日の前日の午後5時までとなっておりますので、今回は3月11日（水曜日）の午後5時までとなります。

次に、5つ目の追加議案についてであります。副市長1名及び教育委員会教育長の任期が令和2年3月31日に、教育委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員について、それぞれ1名の任期が令和2年5月17日に、人権擁護委員6名の任期が令和2年6月30日に満了いたします。

これらの人事案件については、定例会の最終日に追加提案されることとなりますので御承知おき願います。

次に、大きな協議事項の2番目、一般質問についてであります。

このことについて、お手元に資料を配付してありますので御覧ください。

本会議の一般質問において下記の事例が見受けられますので、議員各位におかれましては十分に注意してください。

まず、1つ目、市当局に対して国や県、その

他の団体等の事務に関する質問をして、なおかつ、その後の質問の流れの中でも、前段の国・県等に対する質問と市の事務との関連性が明確ではないケースがあります。

一般質問は、会議規則第62条で「議員は、市の一般事務について、質問することができる」と定めているとおり、本来は議員がその所属する地方公共団体の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものです。

したがって、国や県、その他の団体等の事務に関する質問は最小限にとどめ、万が一、そうした質問をする場合においても、単に事業内容を聞くだけにとどまるのではなく、そのことが市政や市民生活とどのような関わりがあるのかを明確に示した上で、市当局からの答弁を受け、続けて行う市の事務についての質問に生かすこと。

次に、2つ目、一問一答方式での質問において、質問時間が足りなくなってきたことから、複数の質問を1つにまとめて一度に質問するケースがあります。

一問一答方式の趣旨を十分に理解して質問すること。

次に、3つ目、通告外の質問や通告書の質問内容が詳細に記載されていなかったために、

市当局が答弁に苦慮するケースがあります。質問の内容や趣旨について、その目的が達せられるよう、可能な限り詳細な質問通告を行うことで、市当局との相互理解を十分に図るとともに、質問が通告制であることを十分に踏まえて、良識に基づいて質問を行うこと。次に、4つ目、選択した質問時間と質問の量が乖離しているため、質問時間内に全ての質問を行うことができないことや、市当局が十分な答弁を行えないケースがあります。

昨年11月1日の本委員会においても注意事項としてお伝えしましたが、質問の量・項目数は、自身が選択した時間と市当局が答弁する時間を十分に考慮すること。

最後に、5つ目、質問の中で「〇〇〇については事前に市当局との打合せをした中で回答を得たので質問を割愛する」旨の発言をするケースがあります。

聞く人（一般市民）に、議員と市当局が事前に答弁のすり合わせを行ったような誤解を与える表現はしないこと。

注意事項については以上であります。

なお、この資料については後ほど全議員へ棚入れします。

また、昨年11月1日に開催した本委員会終了後、全議員に「本会議及び委員会・分科会

での注意事項について」をお配りしております。

今回の件も含めて、議員各位には、いま一度、質問や討論の意義を確認いただき、発言には十分注意していただければと思います。

最後に、お手元に配付のとおり、委員外議員である赤星議員より事前に発言の申出書が提出されておりますので、お諮りいたします。赤星議員の発言を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

賛成多数であります。

よって、赤星議員の発言は許可することに決定いたしました。

それでは、赤星議員の発言を許します。

赤星議員

委員会の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

今ほどの一般質問での注意事項について、委員長からお話ございました。この中にあります（２）と（４）にも関係してくることなのですが、私はさきの１２月議会の一般質問のときに、最後にもう１問一本当は２問、質問があったのですが、時間が足りなくなって、

ちょっと危うい感じになったことがありました。

私としては質問項目を絞り込んで、一問一答方式で、時間は足りる予定で順調に質問していたつもりだったのですが、市長が途中で急に手を挙げてより踏み込んだ答弁をしてくださったり、当局側も一生懸命、なるべく答弁したいということで、予想外の詳しい答弁をされたこともございました。

現在の質問の持ち時間は、質問と答弁を含めた時間となっておりますことから、当局からどのくらいの答弁があって、また不意に市長から追加答弁が出ることについて、議員側としては予測できるわけではございません。市長が補足や踏み込んだ答弁をされるということは市民にとっては非常にいいことだと思います。

そこで今後の課題ですけれども、質問の持ち時間について、もし今後見直しの検討をされるときがありましたら一例えはですけれども、議員側の質問時間の分だけを質問の持ち時間にしてはどうか。近いところでは、例えば滑川市議会がやっておられるような、質問部分だけで一旦時計が止まって、当局の答弁はその持ち時間に含まれないといった方式もぜひお考えいただければ、より一問一答方式のよ

さを生かした一般質問がどの議員もできるようになるのではないかなということで、問題提起をさせていただきたいと思い、委員外議員の発言の申出書を提出しました。

委員長 委員の中で、このことについて何か意見はありませんか。

江西委員 私もこのことについていろいろと意見を言いたいと思っているところに、今、委員外議員からの発言がありました。今のアイデアもそうなのですが、（３）、（４）、（５）に共通するところでは、当然私どもに案内していただくのはいいのですが、同様に当局側にも当然、相対一反対の意見を言うべきであると思うわけです。言っているものとは思いますが。

例えば、（３）に「通告外の質問や通告書の質問内容が詳細に記載されていなかったために、市当局が答弁に苦慮するケースがある」とありますが、これは単純に市当局の力不足によるものかもしれないわけでありまして、どこまで詳細に書けばいいのか。それは議会の場なのだからしっかり答えられるように勉強しておきなさいよという文書を、当然当局に発信していただいているものと考えていま

す。

また、（４）については、これも今、赤星議員が言われましたけれども、反対に、議員がこれだけの質問を出していることは当局もわかっているわけですから、答弁する場合はそれを踏まえて答弁時間を考慮するということも、同様に文書を出していただくべきだと思います。

（５）については、これが事実であれば仕方がないわけで、この表現を一方的に出されるということは、私はどうなのかなと思います。赤星議員の意見―（４）については、見直しは別として、まずはそういった方向で。これはお互いにそれぞれで対策をとるべき事項でもあると思いますので、意見として言わせていただきます。

委員長                      その他、委員の方で何か意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長                      ないようですので、今ほどの赤星議員の発言については御意見として伺いたいと思います。江西委員の意見についても、そのように受け止めておきます。

江西委員 一般質問での注意事項についてという文書は誰から発信されているものなののでしょうか。

委員長 議会運営委員会です。

（「委員長、ぜひお願いいたします」と発言する者あり）

委員長 以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、3月2日（月曜日）午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。



令和 2 年 3 月 定 例 会  
(令和 2 年 1 月 2 8 日)  
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長      金 厚 有 豊

署名委員      高 道 秋 彦

署名委員      東              篤